

山王三・四丁目自治会会則

（自治会の構成）

第1条 本会は山王三・四丁目自治会と称し、山王三丁目及び山王四丁目の自治会地域内に居住する世帯主をもって構成する。

（事務所）

第2条 本会の事務所は山王三丁目二十九番八号・薬師堂に置く。

（目的）

第3条 本会は地域内住民の親睦と福祉の増進に努め、安心安全で住みよい環境を作ることを目的とする。

（事業内容）

第4条 本会は第3条の目的を達成するため、概ね次の事業を行う。

- （イ）環境衛生に関すること。
- （ロ）街路灯、防犯灯に関すること。
- （ハ）民生委員との協力に関すること。
- （ニ）防犯、防火、防災に関すること。
- （ホ）高齢者、青少年の見守りに関すること。
- （ヘ）公共諸団体との協力に関すること。
- （ト）慶弔に関すること。
- （チ）地元神社の祭典その他に関すること。
- （リ）レクレーションに関すること。
- （ヌ）その他地域社会の向上に関すること。

（事業年度）

第5条 本会の事業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

（会費）

第6条 本会の会員は世帯単位にて細則に定める会費を納めるものとする。また本会の経費は会費その他の収入をもってこれにあてる。

（役員）

第7条 役員の構成は次のとおりとする。任期は2年とする。但し再任を妨げない。補欠就任役員の任期は前任者の残任期間とする。

会長、監査 2名、副会長（若干名）、部長、副部長（若干名）、本部委員

（役員の職務）

第8条 会長は、会を代表し会務を統括する。

副会長は、会長を補佐し、会長不在の時これを代理する。

事務局長は、事務局業務を総括し会務一般を補佐するものとする。

会計は、本会の予算決算を担当し、また日常に出納業務を行う。

部長は、各担当の事業を統括して執行するものとする。

監査は、自治会運営ならびに会計を監査する。

(名誉会長、相談役、顧問)

第9条 本会は必要に応じ次の者をおくことができる。

名誉会長 1名 相談役 若干名 顧問 若干名

第10条 名誉会長および相談役ならびに顧問は、会長が推薦して役員会で承認を得るものとする。

必要に応じ会長の諮問に応じるものとする。

(役員を選出)

第11条 会長と監査は役員会に置いて候補者を選出して総会で承認を得て選任する。

第12条 会長と監査以外の役員は役員会の承認を得て会長が任命する。

(総会)

第13条 総会は本会の最高決議機関である。定期総会は毎年会計年度終了後に会長が召集し、細則に定める議題を審議する。

第14条 臨時総会は会長の必要と認めたる時、もしくは役員の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面で召集の請求があった時は、その請求があった日から10日以内に会長は召集しなければならない。

(役員会)

第15条 役員会は臨時総会と同じ召集方法で召集しなければならない。

(会議の議決)

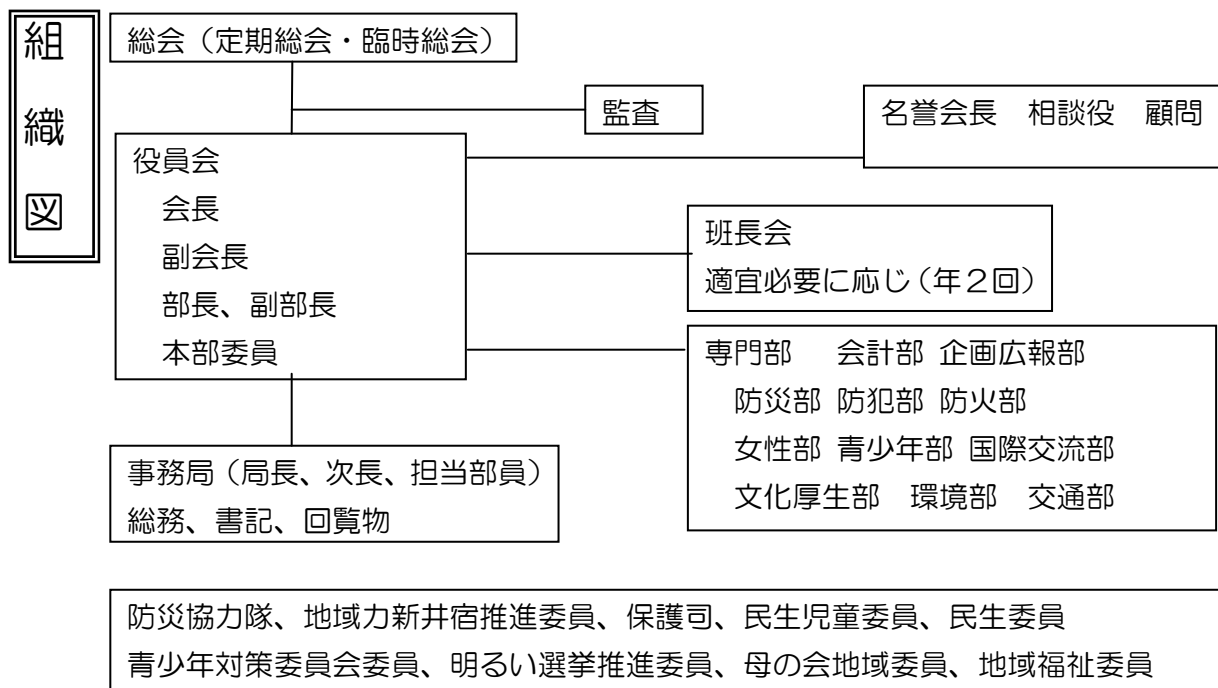
第16条 会議はすべて出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(会則・細則の改正)

第17条 会則の変更は総会において、また細則の制定および改正は役員会において議決するものとする。

(付則 改正施行)

第18条 この会則は、平成23年4月16日より改正施行する。



細 則

(職掌分掌および担当)

細則1 年度毎に職務分掌にかかる担当を別に定める。

(総 会)

細則2 総会では出席者の中から議長と書記および議事録署名人を選出してこれを運営する。
定期総会の議事は次のとおりとする。

1. 前年度事業報告ならびに決算
2. 事業計画
3. 予算
4. 会長・監査の承認
5. 会則の変更
6. その他

(役員会)

細則3 月1回開催し、出席者の中から議長と書記を選出してこれを運営する。役員会の構成は、会長、監査、副会長、部長、副部長、本部委員とする。

(会費ならびに出納業務)

細則4 会費は各班毎に班長が直接徴収して、定められた日時に自治会本部に納入する。直接徴収は近所の絆の維持のために効果的な方法であるが、場合によって銀行振込みも可とする。会費の額は一世帯あたり月額300円(アパートは100円)とし、年額一括徴収とする。途中入会は適用月からとするが、途中退会では一部返還は行わない。
金銭の出納にはすべて伝票を用いる。伝票は出金・入金及び振替伝票とし、出納処理事項はすべて帳簿に記録する。入金は入金伝票を作成し、金銭と共に受け入れ、会計担当、会長の認印を要する。出金は領収書に基づき、出金伝票を作成し、会計担当、会長の認印を要する。

(災害積立金)

細則5 (イ) 目的：主に地震、風水害等の災害時に災害援助金の源泉とする為に積立る資金。

(ロ) 適用範囲：災害に遭遇した場合に自治会及び自治会会員を主体に下記の通り積立金を上限として支給する。

(ハ) 積立金の支給及び使途については、下表を基本として役員会にて決定する。

項 目	対 象	金 額
死亡者・行方不明者	死亡者・行方不明者の遺族	1件/10,000円
重傷者	災害により1ヶ月以上の加療を要する負傷者	1件/5,000円
住家損壊	災害により住家を全・半壊(焼)	
床上・床下浸水	災害により住家の浸水	
その他	上記以外の必要とする事項が発生した時	

(役員、委員などへの経費支払)

細則6 役員、委員及びその他の自治会員が、本会の活動に伴い支出した会議費、交際費、通信費等の経費は実費を支給する。

1. 自治会活動は奉仕活動であるものの、役員については日常の活動にかかる通信費などの個人負担が過大となっている。これを少しでも軽減するために、対象となる役員には原則次の月額を諸経費として支給する。

会長	4,000円	副会長	1,000円	監査	1,000円
部長	1,500円	副部長	500円		

2. 会長または役員会は、その要請により会員が広報や安全活動等に従事した場合経費として1,000円を限度として支給することができる。
3. 班長に対しては自治会会費の集金額の1割を活動経費として支給する。
4. 食事時間をはさんで4時間以上活動した場合は、原則1,000円以内を食費の実費精算を行うことができる。

（慶弔見舞）

細則7 会員の慶弔(6ヶ月以内)にあたり弔意金として5,000円を香典として支給する。会員以外の慶弔については、会長の判断で支給するものとする。
また敬老金については88歳以上の会員に年1,000円を区からの支給とは別にこれを支給する。

（掲示板運用）

細則8 自治会掲示板は、大田区掲示板とともに会員広報に寄与するものであるが、会員相互の情報交換と連携を図るため次の定めにより会員も利用できるものとする。

1. 掲示物については、常識を重んじ個人の誹謗中傷やわいせつな物、および利益を誘導する広告に類するものは掲示できない。
2. あらかじめ役員会もしくは会長または事務局長の許可を得て、認印を受けること。
3. 公共の掲示物を優先し、掲示期間を記載しその期間は2週間以内とする。

（高齢者見守り事業）

細則9 自治会は、各班ごとに地域福祉委員を定めて、担当役員と協力して高齢者世帯の見守りを行う。担当役員は班長、地域福祉委員との連携を緊密に行う。

（表彰）

細則10 会長は、年度活動において会員の規範となる功労者に対して定期総会にてこれを称えて表彰を行う。

（防犯カメラの運用）

細則11 自治会は、別途定める防犯カメラ管理規定によって防犯カメラを運用し、いたずらに住民のプライバシーを侵害しないことに留意する。